

御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御杖村国民健康保険税条例(昭和 32 年御杖村条例第 99 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「納付金（以下この条において「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項ただし書中「650,000 円」を「660,000 円」に改め、同条第 3 項本文中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項ただし書中「240,000 円」を「260,000 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3 万円とする。

第 3 条第 1 項中「地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第 4 条の 2 第 1 号中「第 7 条の 2」を「第 6 条の 2」に、「第 13 条」を「第 12 条」に改める。

第 8 条の次に次の 3 条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第 8 条の 2 第 2 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 31 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第8条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,700円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第8条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

第11条第1項中「第13条」を「次条」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に、「並びに同条第4項本文」を「同条第4項本文」に、「介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額」を「介護納付金課税額からホに掲げる額」に改め、「(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からへ及びトに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

へ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 1,190円

ト 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 140円

第12条第1項第2号柱書中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号に次のように加える。

へ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 850円

ト 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 100円

第12条第1項第3号柱書中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号に次のように加える。

へ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 340円

ト 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 40円

第12条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

イ 前項第1号へに規定する金額を減額した世帯 255円

ロ 前項第2号へに規定する金額を減額した世帯 425円

ハ 前項第3号へに規定する金額を減額した世帯 680円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 850円

第12条第3項各号列記以外の部分中「所得割額及び」を「所得割額、」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第12条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額する

ものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項中「、第8条」の次に「、第8条の2」を加え、「第13条」を「第12条」に改める。

附則第4項中「、第8条」の次に「、第8条の2」を加え、「第13条」を「第12条」に改める。

附則第6項中「、第8条」の次に「、第8条の2」を加え、「第13条」を「第12条」に改める。

附則第7項中「、第8条」の次に「、第8条の2」を加え、「第13条」を「第12条」に改める。

附則第8項中「、第8条」の次に「、第8条の2」を加え、「第13条」を「第12条」に改める。

附則第9項中「、第8条」の次に「、第8条の2」を加え、「第13条」を「第12条」に改める。

附則第10項中「、第8条」の次に「、第8条の2」を加える。

附則第11項中「、第8条」の次に「、第8条の2」を加える。

附則第12項中「、第8条」の次に「、第8条の2」を加え、「第13条」を「第12条」に改める。

附則第13項中「、第8条」の次に「、第8条の2」を加え、「第13条」を「第12条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の御杖村国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。